

説明書

(令和5年8月14日作成)

(不誠実対応⑫)

児童発達支援管理責任者(宇津雅美)が悠生君との面談を反故にした理由として、最終的には遺族側から来なくても良いと言われたから、吹田警察署に行かなかったとアルプスの森(施設長:宇津慎史)は回答してきている。

しかしその背景には、宇津兄弟(宇津雅美および宇津慎史)からの自発的な謝罪が存在しないのであれば来なくても良いとの説明を遺族は行っている。従って、警察署に来ない選択をアルプスの森(施設長:宇津慎史)がしたという事は、自発的な謝罪はないことを意味する。

(詳細事項)

児童発達支援管理責任者(宇津雅美)が悠生君との面談を行うために吹田警察署に来ることを土壇場でとりやめたことに関し、アルプスの森(施設長:宇津慎史)からの回答書(令和5年3月16日付)において、以下内容の記載があった。

なお、清水悠路様との電話のやり取りにおいて、詳細については省きますが、最終的には清水様より吹田警察署へ来なくても良いとのご発言もありました。

(回答書(令和5年3月16日付)より一部抜粋)

しかし大切なのは、この会話の直前に、悠生君の母親に対する施設長(宇津慎史)からの謝罪要求(不誠実対応①)があった事である。具体的には施設長(宇津慎史)は、悠生君の母親からの児童発達支援管理責任者(宇津雅美)への暴言に対する謝罪が、宇津兄弟(宇津雅美および宇津慎史)が、吹田警察署に悠生君に会いに行くための前提条件であるとの会話が行われた。

このような条件を提示してくることで、宇津兄弟(宇津雅美および宇津慎史)からの自発的な謝罪は存在しない事を意味する。従って、そのような考えの中、悠生君の会って貰っても意味のある面談が出来ないので、「そのようなお考えをお持ちでしたら、来て頂かなくて結構です。」と述べている。

これを踏まえ、遺族は以下の返答をアルプスの森(施設長:宇津慎史)に行っている。

さらには、「電話とのやり取りにおいて、詳細については省きますが、最終的には清水様より吹田警察署には来なくても良いとのご発言もありました。」と記載しているが、この記載内容には非常に悪意を感じざるを得ない。質問15)にも記載している通り、宇津慎史氏との電話でのやり取りにおいて、宇津雅美氏及び、宇津慎史氏が吹田警察署に行き悠生君に会うために宇津慎史氏は、昨日の宇津雅美氏に対して暴言に対し謝罪することを前提条件として提示してきた。すなわち、宇津氏から悠生君への自発的な謝罪は存在しないことがこの発言から判明した。このような状態で悠生君に会う事は、悠生君の命を冒瀆していること

であり、謝罪としての意味を成さないので、当方としてはそのような考えをお持ちなら、来ていただかなくて結構ですと述べている。すなわち、その時、わざわざ悠生君に対しての謝罪の気持ちはあるのかの確認をしているが、その気持ちはないとのことだったので、警察署に来る必要はないと当方から述べている状態である。従って、今回の回答の記載内容「詳細については省きますが～」も非常に悪意のある記載と認めざるを得ない。

(回答書(令和5年3月16日付)への返答より一部抜粋)

上記記載内容に対し、アルプスの森(施設長:宇津慎史)からの回答は以下に記載。

「宇津氏から悠生君への自発的な謝罪は存在しない」「悠生君に対しての謝罪の気持ちはあるのかの確認をしているが、その気持ちはないとのことだったので」とありますが、これらは事実ではありません。宇津及び代表者は、失踪直後から今日に至るまで、清水君への謝罪の気持ちを持ち続けております。

(回答書(令和5年7月7日付)より一部抜粋)

アルプスの森(施設長:宇津慎史)は、回答書(令和5年7月7日付)にて謝罪の気持ちを持ち続けていると記載しているが、行動が一切伴っておらず、あまりにも不誠実な行動が多すぎるのが実情である。

さらには、同回答書には以下のような記載もある。

なお、「詳細については省きますが」と記載したのは、その際の多少感情的となったやり取りを再現するのは好ましくないと考えたからであり、何らかの悪意によるものではありません。

(回答書(令和5年7月7日付)より一部抜粋)

記載内容の根本的な意味を変える省略を行うことで、自己都合に合わせた記載内容にすることは、アルプスの森(施設長:宇津慎史)側は悪意のある記載ではないと認識しているとの事であるが、少なくとも遺族側は悪意ある記載と思っている。

またこの記載は、自発的な謝罪が大切であるとする遺族の考えを、「多少感情的となったやり取り」として処理している。遺族が大切にしている、この自発的な謝罪に関し、アルプスの森(施設長:宇津慎史)側は非常に軽く考えている事が本記載内容から読み取れる。